

平成 18 年 10 月 26 日

各 位

東京都港区元赤坂一丁目5番12号
株式会社リミックスポイント
代表取締役社長 吉川 登
(コード番号：3825)
問い合わせ先 取締役経営管理本部長 三田 徹
電 話 番 号 (03) 5772 5036

公募新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 18 年 10 月 26 日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行の件

- | | | |
|------------------------------|---|---------|
| (1) 募集株式の数 | 普通株式 | 1,500 株 |
| (2) 払込金額 | 未定 | |
| (3) 増加する資本
金及び資本準
備金の額 | 未定 | |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、日興シティグループ証券株式会社、野村証券株式会社、新光証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、マネックス証券株式会社及びSBIイー・トレード証券株式会社（引受人）に全株式を買取引受させる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、払込金額決定後、払込金額以上の価額で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況を勘案した上で、平成 18 年 11 月 22 日に決定する。ただし、引受価額（引受人が当社に払込む金額）が払込金額を下回ることとなる場合は、新株式の発行を中止するものとする。 | |
| (5) 引受契約の内容 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 | |
| (6) 申込期間 | 平成 18 年 11 月 24 日（金曜日）から
平成 18 年 11 月 28 日（火曜日）まで | |
| (7) 払込期日 | 平成 18 年 11 月 30 日（木曜日） | |
| (8) 受渡期日 | 平成 18 年 12 月 1 日（金曜日） | |
| (9) 申込株数単位 | 1 株 | |

ご注意：この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

- (10) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他この新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）の件

- (1) 株式の種類 普通株式
- (2) 売出人及び
売出株式数 東京都港区赤坂五丁目2番20号
日興シティグループ証券株式会社 上限 225 株
- (3) 売出価格 未定（公募による新株式発行の一般募集における発行価格と同一とする。）
- (4) 売出方法 日興シティグループ証券株式会社が、公募による新株式発行の需要状況を勘案し、当社株主である吉川登、高田真吾及び池田洋司より借り入れる当社株式について追加的に売出しを行う。
売出株式数は上限を示したもので、平成18年11月22日に当該需要状況を勘案のうえ決定される予定である。ただし、公募による新株式発行を中止した場合は、本株式売出しも中止する。
- (5) 申込期間 平成18年11月24日（金曜日）から
平成18年11月28日（火曜日）まで
- (6) 受渡期日 平成18年11月30日（木曜日）
- (7) 申込株数単位 1株
- (8) この株式売出しに関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意： この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

【ご参考】

1. 募集及び売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

募集株式の数	普通株式	1,500株
売出株式数	普通株式	オーバーアロットメントによる売出し 上限 225株

(2) 需要の申告期間 平成18年11月15日(水曜日)から
平成18年11月21日(火曜日)まで

(3) 価格決定日 平成18年11月22日(水曜日)

(4) 申込期間 平成18年11月24日(金曜日)から
平成18年11月28日(火曜日)まで

(5) 払込期日 平成18年11月30日(木曜日)

(6) 受渡期日 平成18年12月1日(金曜日)

(7) オーバーアロットメントによる売出しについて

募集においては、新規発行株式1,500株の募集を予定しておりますが、その需要状況を勘案し、225株を上限として日興シティグループ証券株式会社が当社株主である吉川登、高田真吾及び池田洋司より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。

これに関連して、日興シティグループ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(上限株式数)を上限として、追加的に当社普通株式を買取る権利(グリーンシュエーオプション)を、平成18年12月28日を行使期限として当社株主である吉川登、高田真吾及び池田洋司より付与される予定であります。

また、日興シティグループ証券株式会社は、当社株主である吉川登、高田真吾及び池田洋司から借り入れる株式の返還を目的として、上場予定日(平成18年12月1日)から平成18年12月28日までの間(シンジケートカバー取引期間)、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付(シンジケートカバー取引)を行う場合があります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	6,530株
公募増資による増加株式数	1,500株
公募増資後の発行済株式総数	8,030株

ご注意：この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

3. 増資資金の使途

上記の手取概算額 510,000 千円については、436,000 千円を設備資金、50,000 千円を社債償還金、残額を保守業務を行なう子会社設置に伴う投融資に充当する予定であります。しかしながら、当社を取り巻く事業環境の変化により、当該調達資金の使途が変更される可能性があります。

(手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格 (360,000 円) を基礎として算出した見込額であります。)

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、将来の事業展開に備えて内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績その他経営全般を総合的に判断し株式配当を実施することをもって基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、更なる経営体質強化をすべく、また、事業拡大を図る為に有効投資をしてまいりたいと考えております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

株主への利益還元を実施することは、重要な課題であると認識しておりますが、増配又は株式分割等、具体的内容については今後検討する予定であります。

(4) 過去 3 期間の配当状況

	第 1 期	第 2 期	第 3 期
	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	495.25 円	6,604.05 円	11,279.54 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当金)	— (—)	— (—)	1,830 円 (—)
実績配当性向	—	—	13.8%
株主資本利益率	1.0%	29.0%	22.3%
株主資本配当率	—	—	3.1%

(注) 1. 当社は、平成 16 年 3 月 12 日設立のため、第 1 期は平成 16 年 3 月 12 日から平成 16 年 3 月 31 日までの 20 日間であります。

2. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出 (第 1 期は期末時発行済株式数を使用)。

3. 株主資本利益率は、当期純利益を株主資本 (期末・期首の平均) で除した数値 (第 1 期は期末時株主資本を使用)。

4. 株主資本配当率は、1 株当たり配当額を 1 株当たり純資産額で除した数値。

5. 当社は、平成 16 年 8 月 31 日付で株式 1 株につき 5 株の株式分割を行っております。

そこで、株式会社東京証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書 (I の部) の作成上の留意点について」(平成 18 年 4 月 28 日付東証上審第 178 号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の 1 株当たり指標を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第 1 期 (平成 16 年 3 月期) の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	第 1 期	第 2 期	第 3 期
	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	99.05 円	6,604.05 円	11,279.54 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	1,830 円 (—)

ご注意： この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書 (並びに訂正事項分) をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

5. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

(注)「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分等にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意： この文章は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。